

短時間雇用管理者 選任・変更届

平成 年 月 日

労働局長殿

事業所名

所在地

代表者職名

主な事業内容

総労働者数 女 人 男 人
うち通常の労働者(正社員)数
女 人 男 人
うち短時間労働者数
女 人 男 人

このたび、当事業所では、下記の者を短時間雇用管理者として 選任 いたしましたので、報告します。
変更
(どちらかに をつけること)

記

所属部課 役職名	(TEL FAX)
氏名	(男・女)

(注) 短時間雇用管理者選任・変更届は、財団法人21世紀職業財団(短時間労働援助センター)を経由して届け出ることができます。

短時間雇用管理者の選任について

パートタイム労働法、パートタイム労働指針等は、「短時間雇用管理者」について、次のように定めています。

1 短時間雇用管理者の選任

事業主は、常時10人以上の短時間労働者(以下、「パートタイム労働者」という。)を雇用する事業所ごとに、短時間雇用管理者を選任するように努めるものとする。

短時間雇用管理者には、事業所の人事労務担当部課長以上の者が望ましいとされています。

2 短時間雇用管理者の氏名の周知

事業主は、短時間雇用管理者を選任したときは、当該短時間雇用管理者の氏名を見やすい場所に掲示する等により、その雇用するパートタイム労働者に周知させるよう努めるものとする。

3 短時間雇用管理者の職務

短時間雇用管理者の職務は、次のとおりです。

パートタイム労働指針に定める事項、その他の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に関し、事業主の指示に基づき必要な措置を健闘し、実施すること。

例えば、次のような事項について管理する必要があります。

雇入れ時の労働条件の明示に関すること。

就業規則の整備に関すること。

労働時間に関すること。

年次有給休暇に関すること。

労働契約の期間に関すること。

解雇の予告に関すること。

退職時の証明に関すること。

短時間労働者の賃金、賞与、退職金についての通常の労働者との均衡等の考慮に関すること。

健康診断に関すること。

妊娠中及び出産後における措置に関すること。

教育訓練に関すること。

福利厚生施設に関すること。

育児休業及び介護休業に関する制度等に関すること。

雇用保険の適用に関すること。

高年齢者の短時間労働の促進に関すること。

通常の労働者への応募機会の付与等に関すること。

通常の労働者への転換に関する条件の整備に関すること。

職務の内容、意欲、能力、経験成果等に応じた処遇に係る措置の実施に関すること。

所定労働時間が通常の労働者とほとんど同じ労働者の取扱いに関すること。

短時間労働者から本人の処遇についての説明を求められたときの対応に関すること。

21 短時間労働者の意見を聴く機会を設けるための適当な方法の工夫に関すること。

22 短時間労働者からの処遇についての苦情への対応に関すること。

パートタイム労働者の労働条件等について、パートタイム労働者の相談に応ずること。

短時間雇用管理者を選任したとき又は変更したときは、「短時間雇用管理者選任・変更届」により都道府県労働局雇用均等室に届け出てください。「短時間雇用管理者選任・変更届」は 21世紀職業財団を経由して届け出ることできますので、各都道府県にある当財団の地方事務所に送付していただいても結構です。